

コミュニティ助成事業の優先順位の決定について

「コミュニティ助成事業」は、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの受託事業収入を財源とする、住民の行うコミュニティ活動の推進及び宝くじの社会貢献広報を目的とした補助金交付事業です。

市から一般財団法人自治総合センターへ申請することのできる数については、例年8月中旬頃に通知があります。各団体からの応募件数が複数ある場合、優先順位を決定する必要があります。

1 補助金交付までの流れについて

事業実施前年度

- ① 団体：幸手市くらし防災課に相談・仮申請の手続き（事業実施前年度の7月末までに）
↓
- ② 幸手市・団体：仮申請書類をもとに、優先順位を決定する。
↓
- ③ 埼玉県共助社会づくり課：市へ次年度申請要綱等を送付 ※自治総合センターに申請できる上限数についても通知（事業実施前年度の8月中旬頃）
↓
- ④ 幸手市：団体へ「（一財）自治総合センターコミュニティ助成事業申請可否決定通知書」を送付し、次年度事業申請可否を通知。
↓
- ⑤ 団体：申請書類一式を提出（事業実施前年度の9月中旬までに）
↓
- ⑥ 幸手市：埼玉県共助社会づくり課に申請書類を提出
↓
- ⑦ 埼玉県共助社会づくり課：（一財）自治総合センターに申請書類を提出
↓
- ⑧ 自治総合センター：審査の結果、交付決定通知を埼玉県共助社会づくり課へ送付

事業実施年度

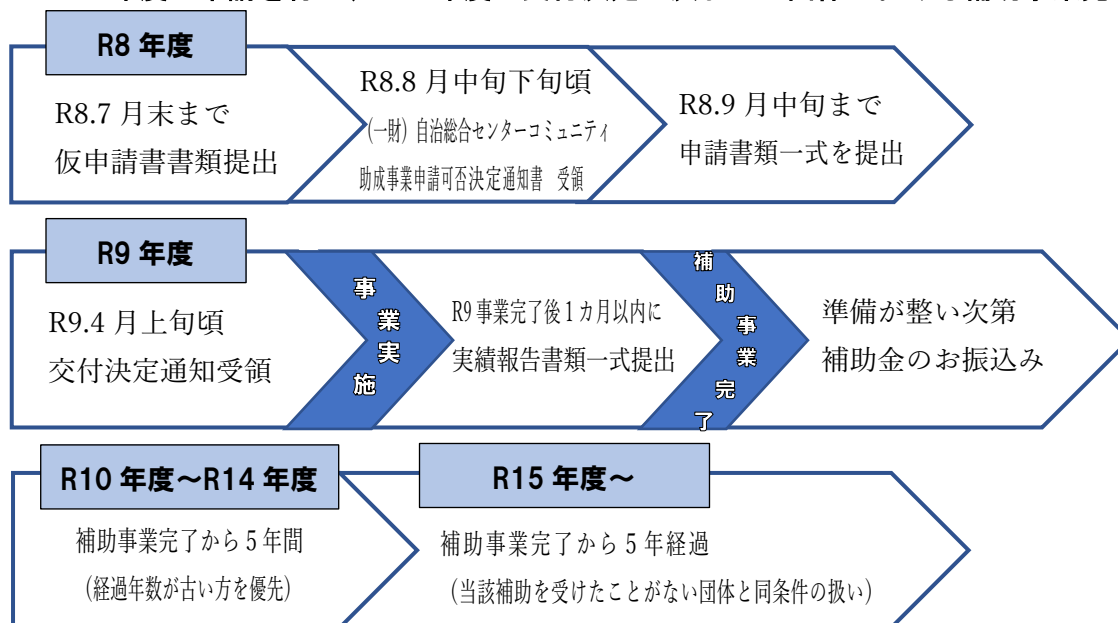
- ⑨ 埼玉県共助社会づくり課：市へ交付決定通知を送付（事業実施年度の4月頃）
↓
- ⑩ 幸手市：団体へ交付決定通知を送付（事業実施年度4月頃）
↓
- ⑪ 団体：事業着手
↓
- ⑫ 団体：事業実施後、実績報告書類の提出（事業完了後1カ月以内に）
↓
- ⑬ 幸手市：埼玉県共助社会づくり課に実績報告書類の提出
↓
- ⑭ 埼玉県共助社会づくり課：自治総合センターに実績報告書類の提出
↓
- ⑮ 自治総合センター：審査後、金額確定通知を埼玉県共助社会づくり課へ送付
↓
- ⑯ 埼玉県共助社会づくり課：金額確定通知を市に送付後、補助金交付
↓
- ⑰ 幸手市：自治会の指定口座（自治会等の口座）に振込

2 申請団体の優先順位の決定方法

- (1) 申請団体が複数の場合は、優先順位を決定する。
- (2) 優先順位は、期日までに仮申請書を提出した団体の中で決定する。
- (3) 申請団体が同条件となり、順位がつけられない場合はくじ引きによる公開抽選を行い優先順位を決定する。(方法については6 公開抽選の方法に記載する。)
- (4) (一財) 自治総合センターへ申請ができる団体の数は当該団体の指定した数のみであるため、申請したが不採択となってしまった団体及び申請に至らなかった団体の順位は次年度へ確保する。なお、次年度に確保した順位は変更しない。
※ただし、(一財) 自治総合センターへ申請したが、審査の結果不採択となってしまった団体について、次年度へ順位が確保できるのは1回までとする。それ以降については、(3) (5) (6)の方法で、改めて順位を決定する。
- (5) 同一年度に仮申請書を提出した団体の中で、当該事業補助を受けたことがない団体及び当該事業補助完了より5年が経過している団体をその他の団体より優先する。
- (6) 同一年度に仮申請書を提出した団体の中で、当該事業補助完了より5年に満たない団体の申請が重なった場合は、経過年数の古い方が優先される。
- (7) 同一年度に仮申請書を提出した団体の中で、順位が確保されていない団体は、順位が確保されている団体以降の順位となる。
- (8) 順位を他団体と入れ替えることはできない。
- (9) 1団体1申請とする。
- (10) (一財) 自治総合センターへ申請に至っていない順番待ちの団体は、申請内容が同一の場合のみ、次年度へ順位が確保できる。内容を変更する場合には、(3) (5) (6)の方法で、改めて順位を決定する。

3 経過年数の考え方

⇒ R8年度に申請を行い、R9年度に交付決定が決まった団体における補助事業完了の考え方



・ 交付決定を受けた団体から実績報告書類一式が全て不足なく揃い、市から埼玉県共助社会づくり課に提出した日付をもって補助事業完了とする。

・ 補助事業を完了した団体が当該補助を受けたことがない団体と同条件となるのは、補助事業完了の次年度から数えて5年を経過した年度からとする。(上図のとおり)

4 優先順位の決定事例

自治総合センターの指定する申請件数上限が2件だった場合の優先順位決定方法

事例1 公開抽選をせず優先順位を付ける場合

事例	優先順位
A…  当該補助を受けたことがない団体	1位
B…  当該補助事業完了後から4年を経過した団体	2位
C…  当該補助事業完了後から2年を経過した団体	3位

⇒B・Cは補助事業完了後5年に満たないため、当該補助を受けたことがないAが優先される。

B・Cについては、経過年数の古い方が優先される。

事例2 条件に平等にあてはまるため順位がつけられない場合

事例	優先順位
A…  当該補助を受けたことがない団体	 公開抽選により 決定
B…  当該補助を受けたことがない団体	
C…  当該補助事業完了後から6年を経過した団体	
D…  当該補助事業完了後から8年を経過した団体	

⇒この場合、どの団体も同条件となるため順位がつけられない。公開抽選を行い、順位を決める。

事例3 申請件数が自治振興センターの指定する上限を上回らない場合

事例	優先順位
A…  当該補助を受けたことがない団体	 公開抽選により決定
B…  当該補助を受けたことがない団体	

⇒自治振興センターの指定する申請上限を上回っていない場合にも、自治振興センターの指示により順位をつける必要がある。そのため、どちらも申請受付可とするが、同条件により順位がつけられないため、公開抽選を行う必要がある。

事例4 前年度（一財）自治総合センターの決定により不採択となった団体、次年度に順位を確保した団体及び過去に申請したことがなく当該補助を受けたことがない団体が対象の場合

事例	優先順位
A…  前年度（一財）自治総合センターコミュニティ助成事業に申請書類を提出したが不採択となった団体	1位
B…  前年度申請受付不可となった団体の中で順位1位の団体	2位
C…  前年度申請受付不可となった団体の中で順位2位の団体	3位
D…  過去に申請したことがなく当該補助を受けたことがない団体	4位

⇒順位が確保されていない団体が仮申請書を提出する場合、順位が確保されている団体以降の順位となる。

事例5 前々年度・前年度（一財）自治総合センターの決定により不採択となった団体（当該事業補助を受けたことがない団体又は、事業補助完了より5年が経過している団体）、前年度（一財）自治総合センターの決定により不採択となった団体、次年度に順位を確保した団体及び過去に申請したことがなく当該補助を受けたことがない団体が対象の場合

事例	優先順位
A… 前年度（一財）自治総合センターコミュニティ助成事業に申請書類を提出したが不採択となった団体	1位
B… 前年度申請受付不可となった団体の中で順位1位の団体	2位
C… 前年度申請受付不可となった団体の中で順位2位の団体	3位
D… 過去に申請したことがなく当該補助を受けたことがない団体	 公開抽選により決定
E… 前々年度・前年度（一財）自治総合センターコミュニティ助成事業に申請書類を提出したが不採択となった団体（当該事業補助を受けたことがない団体又は、事業補助完了より5年が経過している団体）	

⇒この場合、D・Eについては同条件となるため順位がつけられない。公開抽選を行い、順位を決める。

5 優先順位決定後の流れ

①（一財）自治総合センターへの申請受付可能となった団体

市から送付される「（一財）自治総合センターコミュニティ助成事業申請可否決定通知書」にて次年度の「コミュニティ助成事業」に申請できることを確認。

事業実施前年度の9月中旬までに申請書類一式をそろえて市へ提出する。

※（一財）自治総合センターへの申請受付可能となり当該団体へ提出したが不採択となった場合、次年度も申請を希望する場合は、意向確認として次年度の7月末までに団体から市へ再度仮申請書を提出する。

②（一財）自治総合センターへの申請受付不可となった団体

市から送付される「（一財）自治総合センターコミュニティ助成事業申請可否決定通知書」にて次年度の「コミュニティ助成事業」に申請できないことを確認。

※次年度も申請を希望する場合は、意向確認として次年度の7月末までに団体から市へ再度仮申請書を提出する。

6 公開抽選の方法

⇒市の指定した日時、場所でくじ引きを行い、優先順位を決定する。

① 仮申請受付日順にくじを引き、優先順位を決めるくじ引きの順番を決める。

② ①で決めた順番でくじ引きを行い、優先順位を決める。

なお、指定の日に会場まで来ることが難しい場合には、申請者に同意を得て、市職員が代理でくじを引く。